第八十七条の見出し中「地域交通政策企画官」の下に「及びタクシー事業活性化調整官」を加え、同条第一項中「地域交通政策企画官」の下に「及びタクシー事業活性化調整官それぞれ」を加え、同条に次の一項を加える。

7　タクシー事業活性化調整官は、一般乗用旅客自動車運送事業の活性化に関する企画及び立案並びに関係行政機関その他の関係者との連絡調整に関する事務（総務課の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

第八十九条の見出し中「保障事業室」の下に「並びに企画調整官」を加え、同条第一項中「保障事業室」の下に「並びに企画調整官」を、「被害者保護企画官」の下に「それぞれ」を加え、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4　企画調整官は、命を受けて、保障課の所掌事務に関する重要事項についての企画及び立案並びに調整に関する事務をつかさどる。

第一章第一節第十一款の款名を削り、第九十四条の二の前に次の款名を付する。

第十一款　海事局

第九十五条第二十項中「第十七項」を「第十八項」に改める。

第九十七条の見出し並びに同条第一項及び第四項中「及び外航海運事業調整官」を「、外航海運事業調整官及び海賊対策調整官」に改め、同条第五項中「外航海運事業調整官」の下に「及び海賊対策調整官」を加え、同条に次の一項を加える。

7　海賊対策調整官は、外航課の所掌に係る海賊行為（海賊行為の処罰及び海賊行為への対処に関する法律（平成二十一年法律第五十五号）第二条に規定する海賊行為及び海洋法に関する国際連合条約第百一条に規定する海賊行為（船舶に対するものに限る。）をいう。以下この項において同じ。）への対処に関する船舶運航事業者、関係行政機関その他の関係者との連絡調整その他の海賊行為による被害の防止に関する事務をつかさどる。

第百三条の見出しを「（危険物輸送対策室及び登録測度室並びに船舶検査官）」に改め、同条第一項中「検査測度課に、」の下に「危険物輸送対策室及び」を加え、「及び危険物輸送対策官一人」を削り、同条第七項を削り、同条第六項を同条第八項とし、同条第二項から第五項までを二項ずつ繰り下げ、同条第一項の次に次の二項を加える。

2　危険物輸送対策室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　船舶による危険物その他の特殊貨物の運送及び貯蔵に関すること（安全基準課及び船舶検査官の所掌に属するものを除く。）。

二　実用船用原子炉及び外国原子力船に設置された原子炉に関する規制に関すること（港湾局並びに安全基準課及び海技課の所掌に属するものを除く。）。

3　危険物輸送対策室に、室長を置く。

第百四条から第百七条までを次のように改める。

第百四条から第百七条まで　削除

第百十条の見出し及び同条第一項中「企画調整官」の下に「、事業調整官」を加え、同条第十一項を同条第十二項とし、同条第十項を同条第十一項とし、同条第九項を同条第十項とし、同条第八項中「つかさどる」を「分掌する」に改め、同項を同条第九項とし、同条第七項を同条第八項とし、同条第六項の次に次の一項を加える。

7　事業調整官は、港湾及び航路の整備及び保全に関する直轄工事に係る費用の負担に関する関係行政機関その他の関係者との連絡調整に関する事務をつかさどる。

第百十四条の見出し中「並びに」の下に「環境情報調査官及び」を加え、同条第六項中「つかさどる」を「分掌する」に改め、同項を同条第七項とし、第五項の次に次の一項を加える。

6　環境情報調査官は、命を受けて、国際・環境課の所掌事務に関する港湾及び航路の環境に係る情報の調査に関する重要事項についての企画及び立案並びに調整に関する事務をつかさどる。

第百十五条第六項中「つかさどる」を「分掌する」に改める。

第百十七条の見出し及び同条第一項中「並びに」の下に「国際調整官、」を加え、同条第五項中「事務」の下に「（国際調整官の所掌に属するものを除く。）」を加え、同項を同条第六項とし、同条第四項中「航空保安対策室」の下に「並びに国際調整官」を加え、同項を同条第五項とし、第三項の次に次の一項を加える。

4　国際調整官は、命を受けて、航空安全推進課の所掌に属する国際関係事務に関する特定事項についての企画及び立案並びに国際機関及び外国の行政機関その他の外国の関係者との連絡調整に関する事務をつかさどる。

第百二十条の見出し及び同条第一項中「及び空港保安防災企画官」を「、空港保安防災企画官、近畿圏空港企画調整官及び中部圏空港企画調整官」に改め、同条第二項中「及び関西国際空港・中部国際空港監理官」を「並びに空港保安防災企画官、近畿圏空港企画調整官及び中部圏空港企画調整官」に改め、同条第三項中「及び関西国際空港・中部国際空港監理官」を「並びに近畿圏空港企画調整官及び中部圏空港企画調整官」に改め、同条第六項を同条第八項とし、同条第五項を同条第七項とし、同条第四項を同条第六項とし、同条第三項の次に次の二項を加える。

4　近畿圏空港企画調整官は、命を受けて、近畿圏内の空港等の設置及び管理に関する重要事項についての企画及び立案並びに調整に関する事務（計画課、環境・地域振興課及び技術企画課並びに中部圏空港企画調整官の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

5　中部圏空港企画調整官は、命を受けて、中部圏内の空港等の設置及び管理に関する重要事項についての企画及び立案並びに調整に関する事務（計画課、環境・地域振興課及び技術企画課の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

第百二十一条第二項中「における空港」の下に「（成田国際空港、関西国際空港及び中部国際空港を除く。）」を加え、「（首都圏空港課及び関西国際空港・中部国際空港監理官の所掌に属するものを除く。）」を削り、同条第四項第一号中「空港等」の下に「（成田国際空港、関西国際空港及び中部国際空港を除く。）」を加え、「首都圏空港課及び関西国際空港・中部国際空港監理官並びに」を削る。

第百二十二条の見出し及び同条第一項中「東京国際空港再拡張事業推進室」を「東京国際空港企画室」に改め、同条第四項中「東京国際空港再拡張事業推進室は、東京国際空港再拡張事業の推進に関する」を「東京国際空港企画室は、東京国際空港の管理に関する」に改め、「事務」の下に「（計画課、環境・地域振興課及び技術企画課の所掌に属するものを除く。）」を加え、同条第五項中「東京国際空港再拡張事業推進室」を「東京国際空港企画室」に改める。

第百二十四条の二を削る。

第百二十六条の見出し及び同条第一項中「航空機技術基準企画室」の下に「及び航空機技術審査室」を加え、「航空機技術審査官」を「型式証明調整官」に改め、同条第十項を同条第十二項とし、同条第九項を同条第十一項とし、同条第八項を同条第十項とし、同条第七項中「航空機技術審査官」を「型式証明調整官」に、「事務」を「関係行政機関、外国の行政機関その他の関係者との連絡調整に関する事務」に改め、同項を同条第九項とし、同条第六項を同条第八項とし、同条第五項を同条第七項とし、同条第四項中「航空機技術審査官」を「航空機技術審査室並びに型式証明調整官」に改め、同項を同条第六項とし、同条第三項の次に次の二項を加える。

4　航空機技術審査室は、航空機の型式証明に関する事務（国際民間航空条約の締約国たる外国が型式証明その他の行為をした航空機に係るもの及び型式証明調整官の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

5　航空機技術審査室に、室長を置く。

第百四十条第一項中「百二十三人」を「百二十一人」に改める。

附則第九条（見出しを含む。）中「道路局地方道・環境課」を「道路局環境安全課」に改める。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。ただし、第七十八条の改正規定は平成二十二年七月一日から、第二十四条第四項の改正規定は同年十月一日から施行する。